

## 富山県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、視覚及び聴覚に重複して障害のある者（以下「盲ろう者」という。）に対して、通訳・介助員を派遣し、そのコミュニケーション、移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、富山県（以下「県」という。）とし、県は、予算の範囲内で社会福祉法人富山県聴覚障害者協会（以下「協会」という。）に委託して実施するものとする。

### (派遣対象者)

第3条 この事業による通訳・介助員の派遣対象となる盲ろう者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第6条第1項の規定による申請の際、現に富山県内に居住する者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に定める身体障害者障害程度等級表のうち、視覚障害及び聴覚障害の重複による障害の級別が1級又は2級の者

### (派遣対象事由)

第4条 この事業による通訳・介助員の派遣対象となる事由は、公的機関、医療機関での用務など、社会生活又は日常生活を営む上で必要な場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、通訳・介助員の派遣対象としない。

- (1) 通勤、通学、営業活動等に係る場合
- (2) 通年かつ長期間にわたる事由の場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、通訳・介助員を派遣することが適当でない場合

### (派遣区域)

第5条 この事業による通訳・介助員の派遣区域は、原則として富山県内とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合で、当該通訳・介助員が承諾し、当該通訳・介助員の交通費等必要な経費を第6条第2項の規定により通訳・介助員の派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が負担するときは、県外に派遣することができるものとする。

(派遣申請及び決定)

第6条 この事業による通訳・介助員の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として通訳・介助員派遣申請書（様式第1号）により、派遣希望日の前日から起算して7日前までに協会に申請するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 協会は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、速やかに派遣の可否を決定するものとする。

3 協会は、前項の規定により派遣を決定したときは、第11条の規定により登録されている通訳・介助員の中から適当な者を選定して、当該申請者に対し、通訳・介助員派遣決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 協会は、第2項の規定により派遣ができないと決定したときは、通訳・介助員派遣却下通知書（様式第3号）により速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(費用)

第7条 利用者の通訳・介助員の派遣に係る負担は、無料とする。ただし、利用者と行動を共にしている間の通訳・介助員が利用した公共交通機関、公共施設その他の施設等の利用に係る料金は、利用者が負担するものとする。

(活動手当等)

第8条 通訳・介助員の健康管理を図るため、1日の派遣活動時間は、原則として8時間を上限とする。

2 前項の派遣活動時間には、利用者の自宅（通訳・介助員との待ち合わせ場所を含む。）から行き先までの往復の移動時間を含むものとする。

3 この事業による通訳・介助員の活動手当は、1時間当たり1,650円とする。

4 通訳・介助員の交通費は、通訳・介助員の自宅から業務開始地点まで及び業務終了地点から通訳・介助員の自宅まで移動するために要した費用の実費相当額を原則とする。

(活動報告)

第9条 この事業により派遣した通訳・介助員は、通訳・介助に係る業務終了後、利用者から履行確認署名を受けた活動報告書（様式第4号）を翌月10日までに協会に提出しなければならない。この場合において、利用者が署名困難な場合に限

り、利用者の同意を得た上で代筆を認めるものとする。

(活動費の支払)

第10条 協会は、前条の規定による報告があった場合において、内容を審査の上、  
適当と認める場合は、通訳・介助員に第8条第3項及び第4項の規定による活動  
手当等を支払うものとする。

(通訳・介助員の登録)

第11条 協会は、通訳・介助員として活動する意欲を有する者で、次の各号のい  
ずれかに該当する者を通訳・介助員登録書(様式第5号)により登録するものとし  
る。

- (1) 富山県盲ろう者向け通訳・介助員養成講座を修了した者
- (2) 社会福祉法人全国盲ろう者協会が実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成  
講習会を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者に相当する者として協会が認める者

(通訳・介助員の登録の抹消)

第12条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、通訳・介助員の登録を抹  
消するものとする。

- (1) 通訳・介助員辞退届(様式第6号)による届出があった場合
- (2) 協会が通訳・介助員として不適切であると認めた場合

2 前項第2号の規定により通訳・介助員の登録を抹消する場合は、あらかじめ本  
人に通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(秘密の厳守)

第13条 通訳・介助員は、その業務を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らして  
はならない。通訳・介助員の身分を喪失した後も同様とする。

(関係機関との連携)

第14条 協会は、この事業の円滑な実施と事業の広報及び普及のため、県及び市  
町村並びに関係団体等と密接に連携・協力するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に記載のない事項は、県と協会が協議の上、決定するものとし  
る。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。